

日本共産党 荒川区議会議員

横山幸次 区政通

E-mail:kouji.office@gmail.com

8622023年5月21日 日本共産党荒川区議会議員団 区役所控室 3802-4627

横山事務所

荒川区町屋5 - 3 - 5

3895 - 0504 &fax

定例法律相談 6月5日(月) 18時~20時

横山区議事務所 お気軽にご相談を

区議会議員団

緊急申入れ項目

電気代補助を行うこと

ع

強化すること

物価エネルギー高騰などから 区民のくらしと営業を守る緊急申し入れ



コロナ後遺症、ワクチン副作用などの実態調査

新型コロナ感染の5類移行による自己負担発生によって、

の実施、引き続き感染症対応はじめ保健所機能を

制にならない対策を国や東京都に強く求めること

在宅酸素や人工呼吸器などを使用する患者への

徒の学校給食無償化の緊急実施を求めること

料などの値上げで「生活危 ス感染症が2類から5類 機」に直面しています。 が増えないのに物価や国保 また、新型コロナウィル

の区の景況調査で らしと営業を直撃 業所がマイナスの 超える区内中小 す。家計は、収入 影響を受けていま は、昨年来85 しています。 直近 % 事 を 各社の平均値上げ幅(音楽方計奏) 原国電力

(二面

党わらない 13.4%

マイナスの影響があった

ている地方自治体も増えて 電気代値上げ分の補助を行っ 深刻な影響を与えています。 の高騰は、事業の継続にも

います。

6月からの電力 追い打ちかける 大幅値上げ..! ゃ

高騰は、区民のく

物価、エネルギー

しました。

北川副区長が対応 行いました。 けた最初の緊急申し入れを 月15日、区民要求実現に向

ど

区は

踏まえ、区民のく 守るための、 らしと命、 ・臨時交付金の活 た緊急対応を こうした状況 補正予算も含 営業を 基金

応が問われてい す。

暮らし守る区の26月に家庭料電 日本共産党区議団は、 役割 発揮が求められています げー・?

> エネル X

5

なり、 で受診抑制が懸念されるな 区民の命を守る区の対 窓口負担の発生など

大いにプラスの影響があった

等の影響で85%超の区内事 査では、原材料石油など高

たとしています (上グラフ)。 業所がマイナスの影響があっ

切り詰めざるを得なくなり、

生活困窮世帯の増加が予想

気代値上げは、

生活全体を

る事態の増加が懸念されま ないといった命にもかかわ 約のためにエアコンを使わ

収入はそのままでの電

こうした状況下での電気代

されます。

大いにマイナスの 影響があった

31.8%

結する重大事態です。 しと営業、そして命にもす

今年1~3月の区景況調

詳細をお知らせ) く求めました。 申入れ

原材料・石油など高騰の影響(直近の区景況調査) プラスの影響があった

受診抑

区内中小事業者への電気代などエネルギー値上げ分を補助するこ

4月分から実施の学校給食無償化を特別支援学校の児童生徒にも

適用し実費支給すること。また東京都に対し特別支援学校の児童生

高齢者世帯などへのエアコン設置補助と電気代補助を実施するこ ح

就学援助基準を生活保護の1.5倍まで緩和し対象拡大を行うこ ع

と、春のバラは、

う報道も目にしました。

花に戸惑っていたとい ていた「花き農家」も早い開 母の日に合わせて出荷準備し

るようです。

あるのですが。 久々の「バラの市」 に感じます。21日には の時期の紫陽花です さてバラの次は、 すでに咲き始めて



盛りを越しているよう

まちの話題あれこ ň

全国で桜の開花が早まり、 つき始めましたが…

ちょっと早いのでしょうか。 対応が急がれます。 いずれにしても気候変動への

横山幸次

電気代補助の実施、 などへのエアコン設置と電 気代補助が緊急に必要です。 中小事業者の事業継続に 高齢者

追い打ちをかける、 値上げで家計は大変です。 今夏猛暑が予想され、 また連続的物価値上げに 電気代 電

|げ分などの支援を!

事業者を直撃

電気代の値上げは、くら

気代が払えない、

電気代節

国の交付金や基金活用、補正予算でくらし応援の緊急支援が急がれます

ています。

にどうして?」

の声が上がっ

象外です。「同じ区民なの

学していますから、

区とし

す (口座に振込むなど) よ

0

0万円程度です。

命にかかわることであ

区に決断を求めて

行っても、必要経費は

荒川区で同様の支援

を

保護者に実費分を返

に通っている児童生徒は対

ところが、特別支援学校

費分を支給すべきです。

いろいろな自治体から通

なりました。

4月から小中学校給食が

すが、

それまでの間、

保護者負担がなく

区として特別支援学校に通

かわります。

くらしの破壊と命にも

電気代の値上げは、

う区内在住の児童生徒に実

す。

区は

申し入れた要望内容について、一面に続きお知らせしま

30日の開会会議に補正予算を出すますが、

国

あ

電命

电気代の補助の窓叩に係わる在宅窓

の緊急実施をも酸素患者へ

区としての対応を求めていきます。

支援策だけです。

校別 給支

食援

無学

償校 のの 支区 援内

を在 実住

生徒に き で

も

酸素の患者は30名前 荒川区内で現在、

名前:

在

施 **ത**

す

4



区内在住の特別支援学校児童生徒

	小	中	습計
都立王子特別支援学校	36	8	44
都立墨田特別支援学校	23	14	37
都立花類学園	12	6	18
都立葛飾官学校	1	1	2
都立墓飾ろう学校	4	1	5
都立大塚ろう学校	3		3
都立中央ろう学校		4	4
都立北特別支援学校	1		1
合計	80	34	114

をホームページに掲載、

生

生活保護は恥ずか

活保護の積極的な利用を促

しました。

さい」といったメッセージ

ためらわずにご相談くだ

の申請は国民の権利です」

厚生労働省が「生活保護

貼り出されました。

扒	4	Ŧ	マ	焅	밂	支	摔	学	枕
BI)	м.	工	т	44	וית	×	1万	-	TХ

立保育園・区立図書館・す

こやか福祉センター などに

求めています。 やすい制度への改 養照会は止め、

利

生活に困っている方は

Santa Contract

権利です」と記したポスター お知らせ版をはじめ、 2年3月に中野区が初めて ての区民活動センター・ 生活保護の申請は国民の 都内の自治体では202 約170箇所の区 すべ

生記係護制度=セーフラ	無償化を実施すべきで
	然、東京都の責任で給
	いきません。
を求めていきます。	は関係ないというわけ
でしょうか。速やかな実施	なく「東京都立」だか
うにしたらいいのではない	別支援学校は「区立」

ら 区 では

には

制生度活理保 **(解を促進するポスター作製、 (護制度=セーフティネットが** ター作製、相談体制強ィネットが機能するよ 体制強に

制

区・新宿区でもポスター 出来ました。 その後、 足立区・世田 が

任です。 制度 義務でない申請時 進することは、 めています。 も早急に作成すべき求 の正しい理解を促 国民の権利など 荒川区として また法的 区の責 の扶

しい」などの考えも多 ためらわずにご相談ください

THE REAL PROPERTY. 新宿区ポスター 足立区ポスタ

生活保護について

化



荒川区生活保護の

バーカード が世界の常 からは、

えいにも関わる事件が

個人情報の漏

されてい がひも付け 別人の健康保険証情報 次々に出てきました。 11 10 2 に ケースは、 生労働 月~ ょ 0 月 ふると、 2 に 7 22 省 た 3 年 年

世界で廃案廃止

ドイツ 違憲判決→廃案

国民抵抗→導入せず

運用後1年で廃止

*-ストラッア 猛反発で廃案

任意→漏洩不正問題化

アメとムチでゴリ押し

のです。 情報保護に問題ありな 界の先進国では次々廃 印鑑証明を発行..。 鑑登録では登録抹消の 効な保険証がマイナカー 止・廃案。 - は無効・おまけに印 2 大阪では、 やはり個 世

強行されようとしてい

に一本化」する法案が

マイナンバー

カード 止

保

険

証

を

廃

U

7

ます。しかし医療現場

生活福祉資金の特例貸付の 済猶予制度の周知を

円の助成を行っています。

仙台市では現在月3千

事業開始は1995年4

新型コロナウイルスの感染拡大による失業や休業で収入が 減少し、生活に窮する世帯に貸付けた「生活福祉資金特例貸 付」は、荒川区でも13,708件、総額約54億円の残高にのぼっ ています。うち約200世帯が上限まで借りています(単 身155万円、複数世帯200万円)。その返済が今年1月 から始まっています。しかし状況が変わらないばかりか、 今の物価、エネルギー高騰で返済が困難な方が増えています。 そのため国が返済猶予の新たな要件を決めました。(下囲み)

コロナ生活福祉資金の返済にお困りの方は

荒川区社会福祉協議会にご相談下さい

問合せ先 TEL: 03-3802-3155

償還猶予の要件

地震や火災などに被災した場合

病気療養中の場合

失業または離職中の場合

奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く)など、他の 借入金の償還(返済)猶予を受けている場合

自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、 借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見 が提出された場合

都道府県社会福祉協議会会長が と同程度の事由によって 償還することが著しく困難であると認める場合